

北海道告示第 11255 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 5 年 9 月 8 日

北海道知事 鈴木直道

区域	区分
大津区域（大津漁業協同組合の地区）	小型漁船漁業（1 から 5 に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 注 1 から 5 に掲げる漁業とは次の漁業をいう。 1 総トン数 20 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 総トン数 3 トン以上 20 トン未満の漁船によるかにかご漁業 3 総トン数 20 トン未満の漁船によるいか釣り漁業 4 たこ空釣縄を主とする小型漁船漁業（総トン数 10 トン未満の漁船によりはえ縄を使用してたこをとることを主として営む漁業をいう。） 5 つぶ（えぞぼら貝及びくびればい貝）かごを主とする小型漁船漁業（総トン数 10 トン未満の漁船によりかごを使用してえぞぼら貝及びくびればい貝をとることを主として営む漁業をいう。）
厚岸区域（厚岸漁業協同組合の地区）	かれい刺し網を主とする小型漁船漁業
西網走区域（西網走漁業協同組合の地区）	しじみ貝漁業（ジョレンによりしじみ貝をとることを目的とする漁業をいう。）
紋別区域（紋別漁業協同組合の地区）	ほたて貝けた網漁業